

【2015年12月9日開催：第105回化粧品広告審査会】

化粧品広告審査会において話題となった表現

「くすみ表現」

1. 媒体

雑誌広告

2. 製品

スキンケア類

3. 指摘事項

「くすみがちな○○肌もすみずみまで明るくなめらかに」

「くすみ・○○○ すっきり ぽろり」

4. 内容説明

「くすみ」に関する表現は、メイクアップ効果に関すること以外で「くすみ」という言葉を使用する場合には、くすみの定義を明確にし、化粧品等の効能効果の範囲を逸脱しないこととなっていますが、本広告には、その定義がありません。

「くすみ」の定義には、例えば、「古い角質による汚れ」、「乾燥によってくすんで見える様子」等が考えられます。

5. ガイドライン

E 1 2 「くすみ」等の表現

[基準 3-(1) 医薬部外品の効能効果の表現の範囲]

[基準 3-(3) 化粧品の効能効果の表現の範囲]

(以上)